



2023 年度
和歌山大学
キャンパスライフ・健康支援センター
活動報告書

Health And Counseling Center
in Wakayama University
Activity Report
Fiscal Year 2023

はじめに

和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター長
小河 健一

2023年4月1日より、保健センターと障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）を統合し、キャンパスライフ・健康支援センター（Health and Counseling Center）が発足しました。

キャンパスライフ・健康支援センターには、健康支援部門（旧：保健センター）とキャンパスライフ支援部門（旧：障がい学生支援部門）があり、キャンパスライフ支援部門は障害学生支援室と学生相談室の2室に分かれています。また、キャンパスライフ・健康支援センターには内科医兼産業医、和歌山県立医科大学所属非常勤精神科、保健師、看護師、臨床心理士、メンタルサポーターなどが所属しています。

健康支援部門では、保健センターの業務を引き継ぎ、学生・教職員の健康状態を把握して、疾病の予防に対する保健指導や健康に関する情報提供ならびに啓蒙活動、教職員の相談業務を行なっています。

障害学生支援室では障がい学生支援部門の業務を引き継ぎ、障害のある学生とその保証人、関係する教職員からの相談に専門スタッフが応じ、修学のための適切な環境づくりに努めています。また、学生相談室は、新設の組織であり、学生の困りごと、特にメンタル面を中心に、臨床心理士が相談業務を行い対応しています。

キャンパスライフ・健康支援センターでは、これらの部門・室が有機的に繋がって協力し合い、学生・教職員の健康およびキャンパスライフを総合的にサポートしています。

2023年度は、センターの設立に伴う積極的な広報活動や情報発信、またこれまでの活動により、学内での認知度が上昇した影響か、非常に多くの学生が本センターを利用しました。多様化の概念が浸透しつつある昨今、学生のニーズも多様化しており、修学、キャリア、心身の不調、障害、SOGI、留学生などさまざまな背景に応じた対応が大学側にも求められています。コロナ禍が与えた影響も見過ごせません。

本センターでも、心身の不調や障害、また、それに起因した修学上の問題を抱える学生を学内の各機関と協働しつつ支援していますが、個々のニーズに柔軟に応えることは容易ではなく、スタッフも日々知恵を絞り、多くのエネルギーを費やして業務をこなしています。しかし、組織の持続性という観点で今後を見据えるなら、特定の個人・部局ではなく、大学組織全体で協働し、学生支援の体制・機能の更なる向上に努めていくことが不可欠であるのは言うまでもありません。

本センターとしても全学的な健康支援/学生相談/障害支援の体制および機能の強化に貢献できるように、学内外の資源等も積極的に活用し、学生・教職員を問わず、和歌山大学の全構成員が心身ともに健やかに過ごせる学内環境の実現に向けて尽力する所存です。

今後とも本センターの活動へのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

キャンパスライフ・健康支援センターについて	1
-----------------------	---

健康支援部門

1. 講習・研修会	
(1) エピペン講習会	3
(2) メンタルヘルス研修旅行	4
2. 業務報告	
(1) 健康診断実施状況	7
(2) ストレスチェック実施結果	10
(3) 窓口利用状況	11
(4) デイケア室利用状況	12
3. 主な年間の活動	13

キャンパスライフ支援部門

1. 和歌山大学における障害学生支援の概要	
(1) 設置経緯	15
(2) 支援体制	15
2. 相談状況	
(1) 利用学生数と障害種別の推移	16
(2) 相談状況	16
(3) 相談件数の推移	19
(4) 合理的配慮等実施状況	20
3. 障害学生支援サポーターの養成	
(1) サポーター養成講座の開催状況	21
(2) 発達障害学生へのピアサポート支援	21
(3) 修学支援チューター制度の立ち上げ	21
(4) 学内施設のバリアフリー改修状況	22
(5) バリアフリーマップの更新	23
4. 啓発活動	
(1) 令和5年度「多様なニーズのある学生への対応について」FD/SD研修会	24
(2) その他	24
5. 学生交流活動	
(1) 学生交流ワークショップ「おさんぽの会」	25
(2) 学生交流ワークショップ「自己理解を深めよう」	26
6. 情報発信活動	
(1) ホームページ	29
(2) 障害学生支援ガイドブック	30
(3) 「障がい学生支援部門」リーフレット	30
(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット	30
(5) 新入生・留学生ガイダンス	30
7. 地域・就労支援機関との連携	
(1) 第6回タウンミーティング	31
(2) 支援を要する学生向けインターンシップの開催	32
8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況	33
9. 他機関で開催された研修会等での講師派遣、メディア出演	33
10. 研究	33
11. 主な年間の活動	34
12. 支援機器一覧	35
13. バリアフリーマップ	37

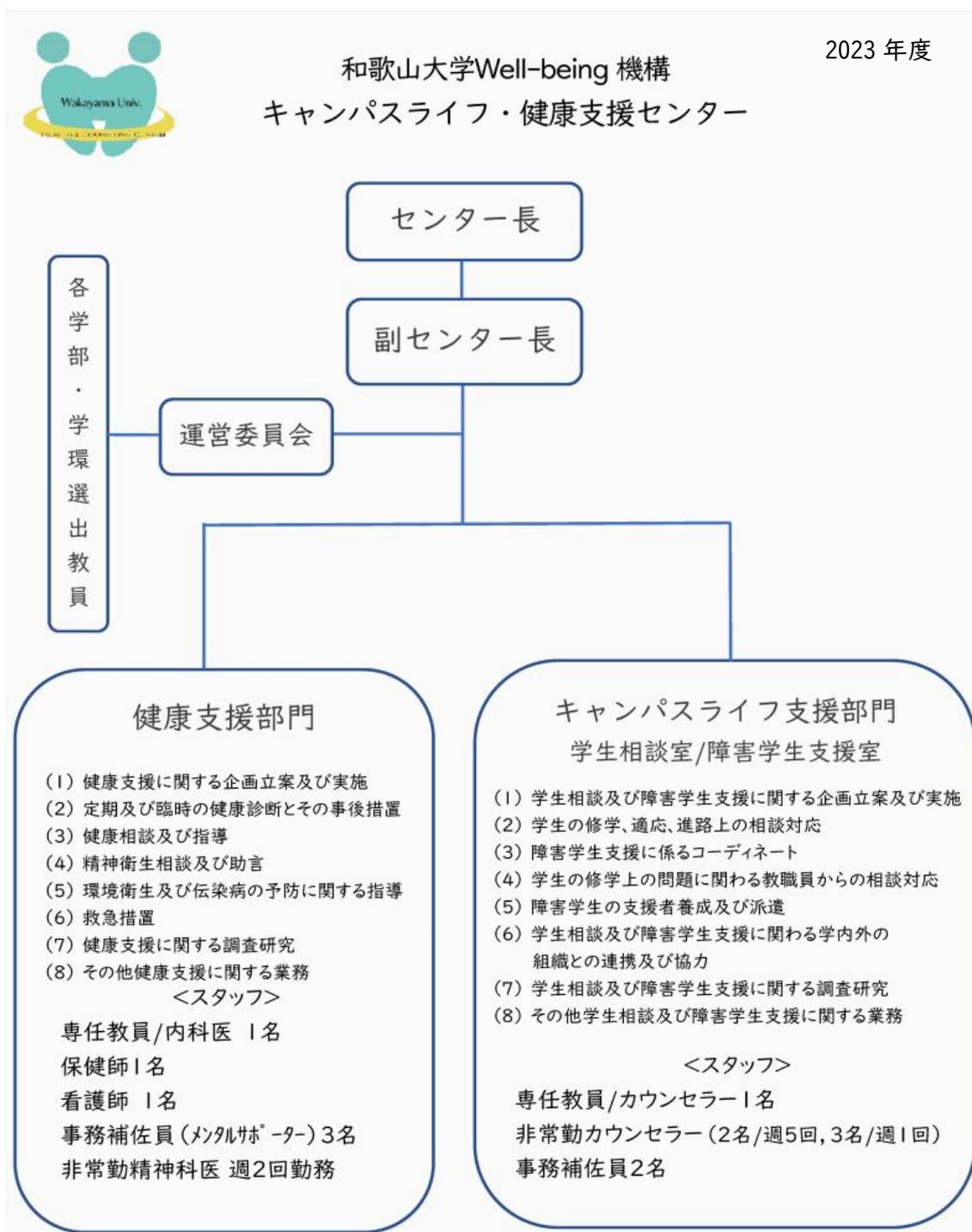
<参考資料>

□ キャンパスライフ・健康支援センターについて

(1)設置経緯

2023年4月1日より、保健センターと障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）が統合され、キャンパスライフ・健康支援センター（Health and Counseling Center）が発足された。それに伴い、従来の保健センターは健康支援部門、障がい学生支援部門はキャンパスライフ支援部門に名称が変更され、計2部門でセンターを運営している。また、同年より、キャンパスライフ支援部門では、従来からの障害学生支援に加え、学生相談の役割も担うことになり、障害学生支援室と学生相談室の2室に分かれて運営している。

(2)組織体制



健康支援部門

1. 講習・研修会

(1) エピペン講習会

エピペンを持参している学生の緊急時に対しての適切な対応を教職員がとれるように、エピペンの概要の説明や、学生がアナフィラキシーショックを起こし、自力で注射できない状態になった場合の緊急処置の方法についてレクチャーを行った。

※エピペンとは、アレルギー等によるアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤（アドレナリン自己注射薬）である。

【日 時】 2023年5月17日，19日

【講 師】 キャンパスライフ・健康支援センター長 小河健一 教授

【参加者】 2日間で職員48名，教員28名，計76名の教職員



(2)メンタルヘルス研修旅行

キャンパスライフ・健康支援センターでは、困り感を抱えた学生に対して、医師やカウンセラーによる診察やカウンセリングのみでなく、グループ活動を基軸としたメンタルヘルスに関する研修を実施している。今年度は、レゴ®シリアスプレイ®を活用した研修を実施した。

【日 程】2023年9月12日（火）～9月13日（水）

【場 所】兵庫県 神戸市 六甲保養荘

【参加者】参加学生10名，教職員5名（森，西谷，宮崎，土居，春木）

【講 師】・ファシリテーター：村中 泰子 氏（神戸大学 インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター）

・サポート役：森田 真吾 氏

・サポート役：熊澤 謙太郎 氏

【プログラム詳細】

プログラム①（レゴ®シリアスプレイ®）

初めは自分の作品についてうまく語れない学生もいたが、回数を重ねると自分の意見や考えを話すことができるようになっていった。また、他の参加者からの質問に対し自分なりの解釈を話すことで、作品に内包される潜在的な意識を考える機会となっていた。

テーマ1：自己紹介とアイスブレイク

題材：自分の好きなブロック，できるだけ高いタワー，テストプレイ，
悪夢のようなリーダー

内容：配布されたレゴ®式を用いて題材に沿った作品を制作し，班内で
発表，質問の練習を行った。

テーマ2：自己理解

題材：自分の苦手なこと・コンプレックス，自分の大切にしていること，
他人から見た自分

内容：各自が選んだブロックを用いて題材に沿った作品を制作し，班内
で発表，質問を行った。

プログラム②（レゴ®シリアスプレイ®）

プログラム①とは少し毛色の異なる内容もあるなかで，積極的に発言をする学生が増え，それぞれの考えをより詳細に話すことができていた。想定していない質問に対しても，多くの学生が自分なりの解釈を導き出すことができていた。

テーマ1：ウォーミングアップと他者理解

題材：今の気分

内容：配布されたレゴ®式を用いて題材に沿った作品を制作し，自分以外の班員の作品か

らその意図を推察した。その後、製作者によるそれぞれの推察についての採点も行った。

テーマ2：自己理解

題材：自分の苦手なこと・コンプレックスを長所として考える

内容：プログラム①にて自分の苦手なこと・コンプレックスという題材で制作した作品を、長所という題材で制作したと仮定したときの解釈について班内で発表，質問を行った。

テーマ3：自己表現

題材：卒業までにありたい自分，自分の世界

内容：各自が選んだブロックを用いて題材に沿った作品を制作し，班内で発表，質問を行った。その後，自分の苦手なこと・コンプレックス，自分の大切にしていること，卒業までにありたい自分の3つの題材で制作した作品を自分の世界として配置し，1つの作品として班内で発表を行った。

プログラム③（班毎に有馬散策）

プログラム①，②を通して，自分だけでなく，お互いへの理解が深まったことで，有馬散策においても円滑なコミュニケーションをとることができていた。

内容：プログラム①，②の際の班ごとに2時間ほどの散策を行い，温泉の入浴や食事，観光をして過ごした。

メンタルヘルス研修旅行2023年・プログラム

「レゴ® シリアスプレイ®」

で自己理解を 深めてみませんか？

日程

2023 9月12日(火) - 9月13日(水)

定員

10名(先着順となっています)
※キャンパスライフ・健康支援センターから5名程度教職員が同行予定。

参加費

10,000円程度(交通費、宿泊費、食費2食含む)

参加条件

保証人の許可を得ること。

集合・解散場所

- 和歌山大学 南1号館前駐車場(9:00発)
 - 和歌山大学前駅(南海)
 - 和歌山駅(JR)
 - 西宮北口駅(阪急)
- ※最終解散予定時刻 17:15(和歌山大学)

宿泊先

六甲保養荘
〒662-0006 兵庫県西宮市越水社家郷山1-95
(TEL: 0798-73-1351)

申し込み方法

Formsで申し込みください。締切 → 7/28
<https://forms.office.com/r/pcCJGS0bLv>



キャンパスライフ・
健康支援センターが
企画する

1泊2日の
宿泊研修

プログラム

キャンパスライフ・健康支援センターで配布。

- 主なプログラムは、レゴ® シリアスプレイ® (レゴ® ブロックを用いたワークショップ)です。
- レゴ® シリアスプレイ® とは、「話す・聴く・問いかける」をベースにした真剣な遊びのワークです。思考の枠を超えて、発想の柔軟性を高めることができます。
- 作品に上手、下手はありません。真剣に楽しみ、「話す・聴く・問いかける」ことを通じて自己理解を深めましょう。
- 講師：村中泰子氏
(神戸大学 インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター)



主催・問い合わせ先

キャンパスライフ・健康支援センター

☎ 073-457-7965

✉ hokekan@ml.wakayama-u.ac.jp

2. 業務報告

(1)健康診断実施状況

学生および教職員の健康診断実施状況については、以下の表に示す。

① 学生定期健康診断（学生数は令和5年5月1日時点）

表1 身長・体重受診人数

年度		2023 (R5) 年度		
学部	学年	学生数	受診数	受診率
教育学部	1回生	169	160	94.7%
	2回生	170	145	85.3%
	3回生	170	158	92.9%
	4回生	192	133	69.3%
	院生	52	31	59.6%
	計	753	627	83.3%
経済学部	1回生	303	237	78.2%
	2回生	314	224	71.3%
	3回生	314	161	51.3%
	4回生	376	205	54.5%
	院生	80	47	58.8%
	計	1387	874	63.0%
システム工学部	1回生	303	276	91.1%
	2回生	302	212	70.2%
	3回生	338	177	52.4%
	4回生	408	193	47.3%
	院生	324	226	69.8%
	計	1675	1084	64.7%
観光学部	1回生	119	115	96.6%
	2回生	125	84	67.2%
	3回生	130	54	41.5%
	4回生	165	74	44.8%
	院生	64	22	34.4%
	計	603	349	57.9%
社会インフォマティクス学環	1回生	41	35	85.4%
	計	41	35	85.4%
総計		4459	2969	66.6%

表2 X線受診人数

年度		2023 (R5) 年度		
学部	学年	学生数	受診数	受診率
教育学部	1回生	169	161	95.3%
	2回生	170	108	63.5%
	3回生	170	140	82.4%
	4回生	192	103	53.6%
	院生	52	30	57.7%
	計	753	542	72.0%
経済学部	1回生	303	236	77.9%
	2回生	314	65	20.7%
	3回生	314	43	13.7%
	4回生	376	66	17.6%
	院生	80	42	52.5%
	計	1387	452	32.6%
システム工学部	1回生	303	272	89.8%
	2回生	302	45	14.9%
	3回生	338	42	12.4%
	4回生	408	41	10.0%
	院生	324	173	53.4%
	計	1675	573	34.2%
観光学部	1回生	119	115	96.6%
	2回生	125	22	17.6%
	3回生	130	7	5.4%
	4回生	165	18	10.9%
	院生	64	19	29.7%
	計	603	181	30.0%
社会インフォマティクス学環	1回生	41	36	87.8%
	計	41	36	87.8%
総計		4459	1784	40.0%

表3 どちらか一つでも受診

年度		2023 (R5) 年度		
学部	学年	学生数	受診数	受診率
教育学部	1回生	169	161	95.3%
	2回生	170	145	85.3%
	3回生	170	158	92.9%
	4回生	192	134	69.8%
	院生	52	31	59.6%
	計	753	629	83.5%
経済学部	1回生	303	239	78.9%
	2回生	314	224	71.3%
	3回生	314	161	51.3%
	4回生	376	205	54.5%
	院生	80	47	58.8%
	計	1387	876	63.2%
システム工学部	1回生	303	277	91.4%
	2回生	302	212	70.2%
	3回生	338	178	52.7%
	4回生	408	193	47.3%
	院生	324	227	70.1%
	計	1675	1087	64.9%
観光学部	1回生	119	115	96.6%
	2回生	125	85	68.0%
	3回生	130	54	41.5%
	4回生	165	74	44.8%
	院生	64	22	34.4%
	計	603	350	58.0%
社会インフォマティクス学環	1回生	41	37	90.2%
	計	41	37	90.2%
総計		4459	2979	66.8%

② 教職員定期健康診断

表 4 定期健康診断・人間ドック検診・雇用時健診判定

	受診者	指導区分	人数
定期健康診断	393	D3	86
		D2	180
		D1	45
		C1	82
		判定保留	0
人間ドック検診	68	D3	7
		D2	37
		D1	10
		C2	0
		C1	14
		判定保留	0
雇用時健診	27	D3	15
		D2	10
		D1	1
		C1	1
		判定保留	0
未検			91

表 5 定期健康診断・人間ドック検診・雇用時健診 受診状況

判定	大学 教職員	大学 非常勤 教職員	附属 小中	附属 特別支援	合計
D3	58	20	22	8	108
D2	138	42	27	20	227
D1	38	13	4	1	56
C2	0	0	0	0	0
C1	62	19	8	8	97
判定 保留	0	0	0	0	0
受診者 合計	296	94	61	37	488
受診率	80.0%	89.5%	95.3%	90.2%	84.3%

表 6 教職員健康診断受診者数・受診率 (%)

対象者合計	総受信者		身長・体重		尿検査		血圧		血液検査		聴力検査		胸部 X 線検査		心電図検査	
	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
579	393	67.9	392	67.7	390	67.4	392	67.7	367	63.4	391	67.5	387	66.8	307	53.0

尿検査 (糖)	受診者	390	(有所見率) 4.4%
	有所見者	17	
血圧	受診者	392	(有所見率) 22.7%
	有所見者	89	
血液検査 (貧血)	受診者	367	(有所見率) 9.8%
	有所見者	36	
血液検査 (肝機能)	受診者	367	(有所見率) 16.9%
	有所見者	62	
血液検査 (血中脂質)	受診者	367	(有所見率) 61.3%
	有所見者	225	

血液検査 (糖)	受診者	367	(有所見率) 12%
	有所見者	44	
聴力検査	受診者	391	(有所見率) 4.9%
	有所見者	19	
胸部 X 線撮影検査	受診者	387	(有所見率) 1%
	有所見者	4	
心電図検査	受診者	307	(有所見率) 7.8%
	有所見者	24	

③ 特定有害業務検診

2023 年度前期	対象者	受診者	指導区分	備考
シスエ 4 回生	27	24	D3 : 17	異常なし
			D2 : 4	肝機能障害 1、貧血 1、白血球減少 1、 肝機能障害・白血球増多 1
			C1 : 3	肝機能障害 3
シスエ研究科	34	34	D3 : 29	異常なし
			D2 : 3	貧血 2、白血球増多 1
			C1 : 2	肝機能障害 1、尿糖 1
教職員	13	13	D3 : 3	異常なし
			D2 : 3	貧血 1、白血球減少 1、 動悸・息切れ・肝機能障害 1
			D1 : 6	治療継続 5、肺炎・白血球減少 1
			C1 : 1	呼吸器低下・肝機能障害・白血球増多 1

2023 年度後期	対象者	受診者	指導区分	備考
教育学部	2	2	D3 : 1	異常なし
			D2 : 1	尿蛋白 1
シスエ 3 回生	24	24	D3 : 14	異常なし
			D2 : 10	肝機能障害 4、白血球増多 2、 白血球減少 1、尿蛋白 1、尿潜血 1、 尿蛋白・尿潜血・肝機能障害 1
シスエ 4 回生	32	32	D3 : 11	異常なし
			D2 : 19	尿蛋白 10、肝機能障害 3、白血球減少 2、白 血球増多 1、貧血 1、血小板上昇 1、 尿糖・尿蛋白・肝機能障害 1
			C1 : 2	肝機能障害 1、肝機能障害・尿蛋白 1
シスエ研究科	28	28	D3 : 17	異常なし
			D2 : 10	尿蛋白 4、肝機能障害 2、白血球増多 1、赤 血球増多 1 貧血 1、尿糖 1、
			C1 : 1	尿糖 1
教職員	16	16	D3 : 4	異常なし
			D2 : 8	脂質異常症 2、脂質異常症・高尿酸血症 2、 貧血・脂質異常症 1、尿潜血・肝機能異常 1、 尿蛋白・尿潜血・貧血 1、尿蛋白 1
			D1 : 2	脂質異常症 1、肥満・高血圧・糖尿病 1
			C1 : 2	脂質異常症 1、 肝機能異常・尿蛋白 1

(2) ストレスチェック実施結果

		対象者	受診者	受診率	高ストレス者	高ストレス者率	面談希望者
大 学	教育	65	36	55.4%	10	27.8%	1
	経済	39	22	56.4%	5	22.7%	0
	シスエ	65	51	78.5%	6	11.8%	0
	観光	24	15	62.5%	1	6.7%	0
	社会インフォマ ティクス学環	3	1	33.3%	0	0.0%	0
	その他	30	21	70.0%	4	19.0%	0
	職員(常勤)	144	108	75.0%	9	8.3%	1
	職員(非常勤)	105	81	77.1%	2	2.5%	0
附属小・中		63	48	76.2%	8	16.7%	0
附属特別支援		41	19	46.3%	1	5.3%	0
合計		579	402	69.4%	46	11.4%	2

(3)利用状況

1)身体保健部門

	教育 ・院	経済 ・院	シスエ ・院	観光 ・院	社会 インフォマ ティクス 学環	その他	教職員	合計
呼吸器系	2	4	9	4	0	1	6	26
消化器系	2	2	3	3	0	0	2	12
外科・整形外科	10	13	20	9	1	0	10	63
耳鼻咽喉科	0	0	0	0	0	0	0	0
眼科系	0	1	1	0	0	0	0	2
皮膚科系	1	7	5	4	1	0	2	20
産婦人科系	0	1	0	0	0	0	0	1
歯科・口腔外科系	1	1	0	0	0	0	0	2
その他(疾患)	1	6	1	0	0	2	2	12
再検・結果説明・ クラブ検診	19	33	38	21	2	2	0	115
相談・面談	3	4	7	3	0	1	50	68
紹介	0	1	2	0	0	0	0	3
静養	7	9	12	17	0	1	23	69
その他	0	1	2	2	0	2	0	7
合計	46	83	100	63	4	9	95	400

※その他：特別聴講学生・科目等履修生

2)精神保健部門 教職員相談数

	カウンセラー		精神科医	その他 (内科医・保健師 ・看護師等)	計
	初回	継続	診察		
4月	0	1	0	1	2
5月	0	1	0	1	2
6月	1	3	2	0	6
7月	0	2	1	0	3
8月	1	0	2	0	3
9月	0	0	0	0	0
10月	0	1	1	0	2
11月	0	3	2	0	5
12月	0	5	1	0	6
1月	0	5	1	0	6
2月	0	3	1	0	4
3月	0	5	1	0	6
計	2	29	12	2	45

(4) デイケア室利用状況

和歌山大学保健センター（現：キャンパスライフ・健康支援センター）では、2010年以降ひきこもり学生に対し、キャンパスデイケア室（通称アミーゴの部屋）を用いたメンタルサポートシステムを構築し、学生のサポートに取り組んでいる。現在は、ひきこもり学生のみならず、学生生活に困難を抱える様々な学生の居場所や交流の場として機能しており、交流イベント等も定期的で開催している。（イベント内容は、23ページで後述）。下記に利用状況を示す。

延べ利用回数（実人数）※大学院生を含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
教育学部	0	0	0	9(1)	2(2)	1(1)	6(1)	8(1)	4(1)	7(1)	7(1)	1(1)	45(3)
経済学部	23 (4)	14 (3)	15 (3)	22 (3)	14 (3)	4 (4)	20 (3)	18 (3)	16 (2)	19 (2)	14 (3)	6 (2)	185 (7)
システム 工学部	96 (18)	94 (16)	97 (17)	81 (14)	42 (14)	27 (11)	80 (13)	43 (11)	43 (10)	50 (10)	33 (13)	27 (13)	713 (30)
観光学部	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	0	1(1)	2(2)	1(1)	7(4)
社会インフォ マティクス学環	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120 (23)	108 (19)	113 (21)	112 (18)	58 (19)	32 (16)	106 (17)	70 (16)	63 (13)	77 (14)	56 (19)	35 (17)	950 (44)



デイケア室の様子(写真)



レクリエーション中の様子(写真)

3. 主な年間の活動

	活 動 概 要
4 月	<p>新入生向け・留学生向けガイダンス</p> <p>学生の定期健康診断</p>
5 月	<p>健康診断再検査・追加検査（採血，心電図）</p> <p>エピペン講習会</p> <p>特定有害業務従事者の健康診断</p> <p>給食従事者の健康診断</p>
6 月	<p>ストレスチェック</p>
7 月	<p>ストレスチェック面談</p>
8 月	<p>ストレスチェック面談</p>
9 月	<p>メンタルヘルス研修旅行</p> <p>第6回タウンミーティング開催</p> <p>教職員の健康診断</p> <p>留学生ガイダンス</p>
10 月	<p>附属小中学校・附属特別支援学校教職員の健康診断</p>
11 月	<p>特定有害業務従事者の健康診断</p> <p>教職員へのインフルエンザ予防接種</p>
12 月	<p>給食従事者の健康診断</p>
1 月	<p>裁量労働従事者調査高得点者面談</p>
2 月	<p>裁量労働従事者調査高得点者面談</p>
3 月	-
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスライフ・健康支援センター運営委員会（3回） ・共通テスト，入学試験，オープンキャンパス，大学説明会，ホームカミングデー等の救急待機 ・クラブ検診（1回）

キャンパスライフ支援部門
学生相談室/障害学生支援室

1. 障害学生支援体制

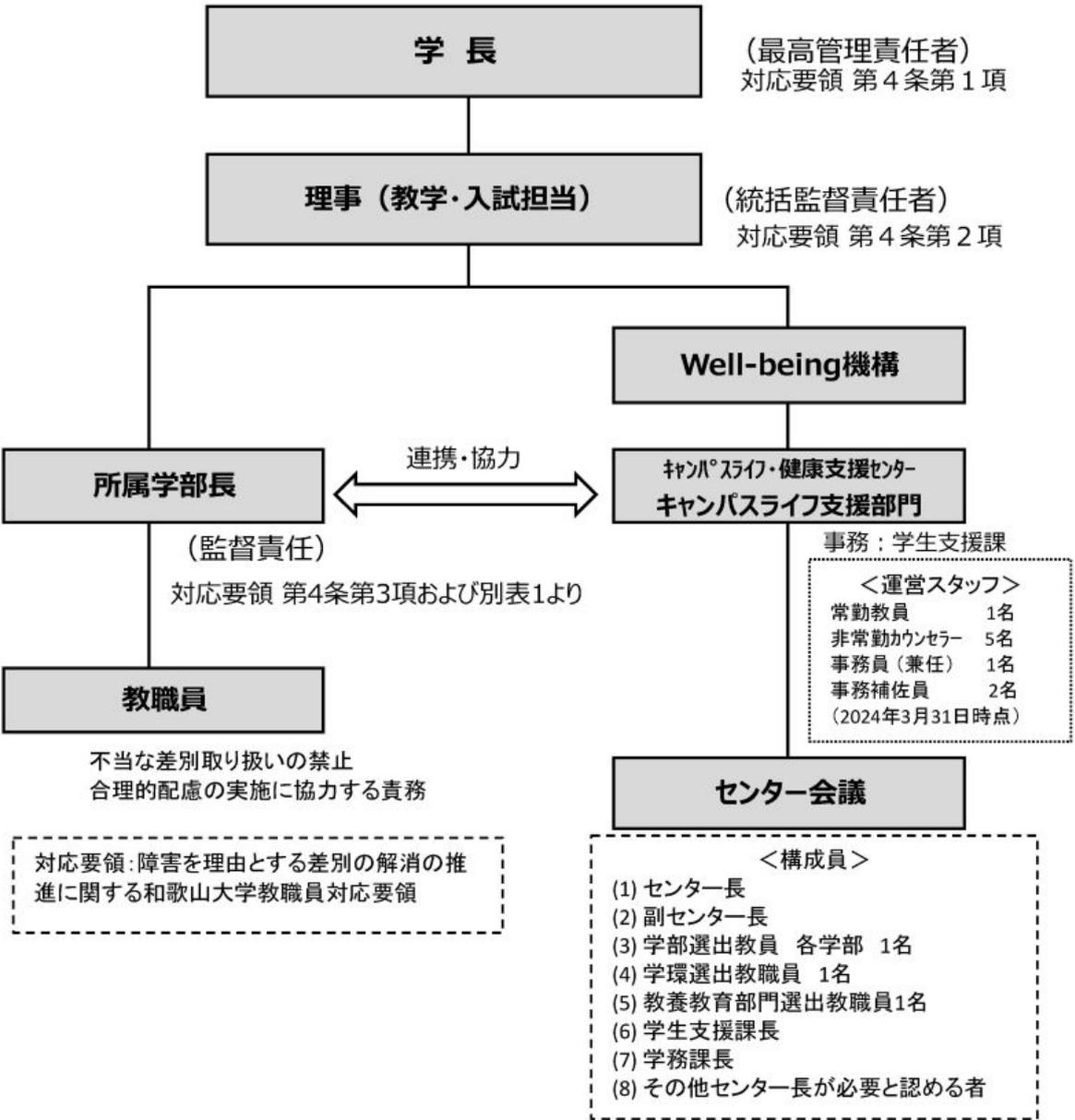
(1) 設置経緯

本学では、2016年4月からの障害者差別法の施行を受け、2014年8月に障害学生支援のための専門部署として、「障がい学生支援室」が設立された。2016年8月に、学内での愛称名が「キャンパスライフサポートルーム」となり、2017年3月には部署名が「障がい学生支援室」から「障がい学生支援部門」に、2023年4月には「キャンパスライフ支援部門」に変更され、現在に至る。

スタッフの構成は、2014年は、特任助教（臨床心理士）1名、事務職員（専任）1名であった。2024年3月現在は、准教授（臨床心理士、公認心理師）1名、非常勤カウンセラー5名（臨床心理士、公認心理師）、事務員（兼任）1名、事務補佐員2名で運営されている。

(2) 支援体制

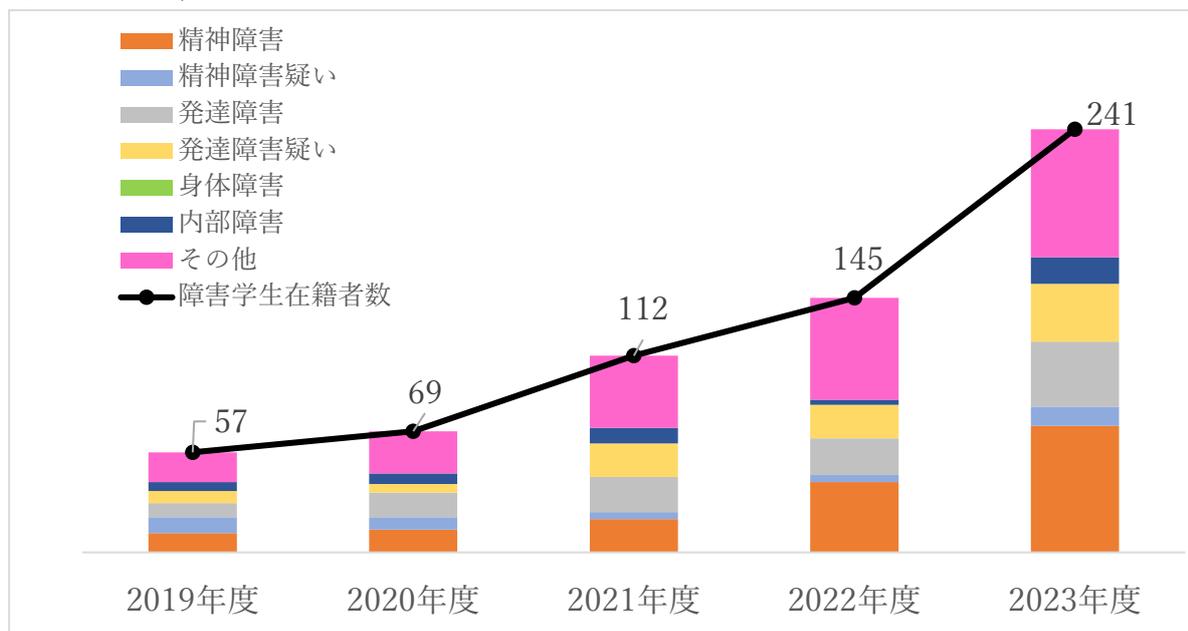
和歌山大学における障害学生支援体制



2. 学生相談状況

(1) 利用学生数と障害種別等の推移

過去5年間の利用学生の推移は下記のとおりである。2023年度は、利用者数が241人となり、過去最大となった。利用者の内訳については、例年、精神障害と発達障害またはそれらの疑いがある学生が6割以上を占めているが、2023年度は、前年度に比べて、精神障害・発達障害ある学生の利用人数が共に約1.5倍増加している。その背景には、センターの発足に伴う情報発信・教育活動による学内での認知度の上昇や学生相談室の設置、非常勤カウンセラーの増員による相談枠の増加などが考えられる。また、組織統合により、それまで、保健センターを利用していた学生も、キャンパスライフ支援部門の窓口を利用することになったことも大きな要因と言える。なお、「その他」とは、その他の障害をもつ学生、または、診断はないが修学上の困り感を抱えていたり、学生生活上の悩みをもつ学生を指している。



(2) 相談状況

2023年度の総相談件数は前年度と比較して800件以上増加している(表①)。新センターの発足に伴う情報発信・教育活動による認知度の上昇、学生相談室の設置、カウンセラー増員による相談時間枠の増加などが要因として考えられる。ただ、件数が上昇した一方で、保証人や教職員との連携数が前年度よりも、低い数値となっている。保証人へのアプローチや教職員との連携は、学生支援における重要な要素であり、特に教職員へのコンサルテーションは、心理士やコーディネーターが専門性を発揮して担うべき分野と言えるため、連携の積極化を今後の課題としたい。

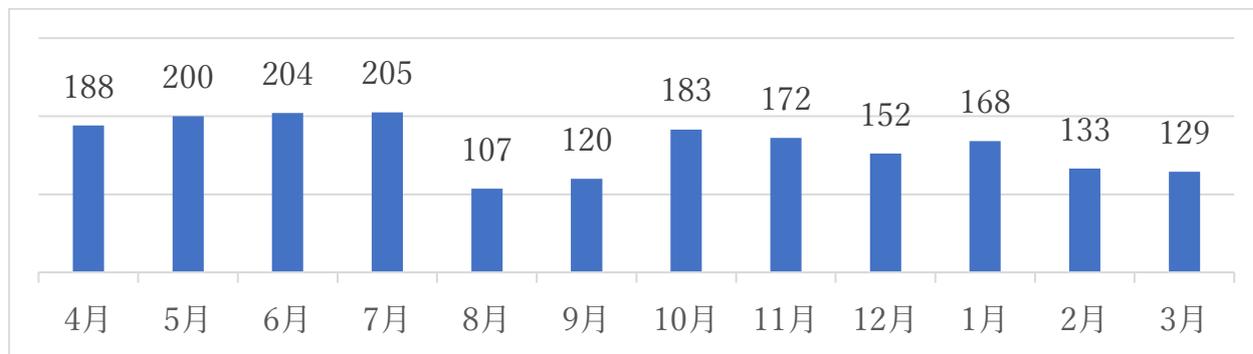
① 総相談件数内訳

	総件数	相談者別内訳		
		学生	保証人	教職員
2023年度	2383 (1507)	1969 (1048)	112 (122)	302 (337)

※ () 内は昨年度の件数

月別相談件数（表②）に関して、例年は4～5月や10～11月などの学期始めの期間に相談利用が増え、その後は減少する傾向が強かったが、2023年度は4～7月の期間、相談件数が高い値を維持し続けていた。

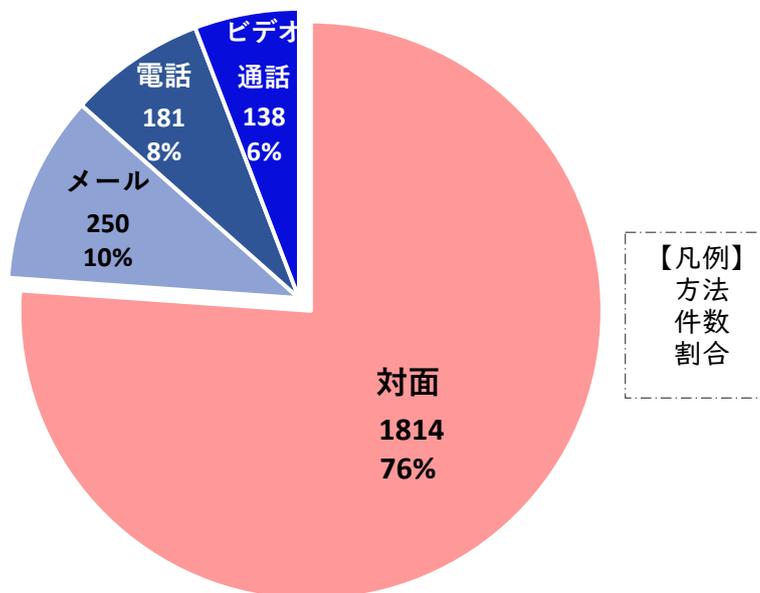
② 月別相談件数（延べ）



相談方法（表③）は、対面での相談を希望する学生が多い。ただ、コロナ禍でビデオ通話が浸透したことにより、授業がない日で通学に時間を要する学生や、外出する気力はないが、ビデオ通話なら面談が可能という学生のオンラインでの相談利用が続いている。また、メール対応に関しては、保護者や教職員からの相談が中心となっている。

③ 相談方法内訳

2023年度 相談方法 内訳



来談者を学年別に分類したところ下記の表④の通りになった。高年次（3年以上）の学部生が最も多く、次いで低年次（1～2年）の学部生、修士課程の大学院生の順となっている。その他の学年については、大きな差はない。高年次と修士に関しては、研究や就職に伴う修学上の課題やメンタルに関する相談が多く、低年次は、修学に関する相談が集中していた。

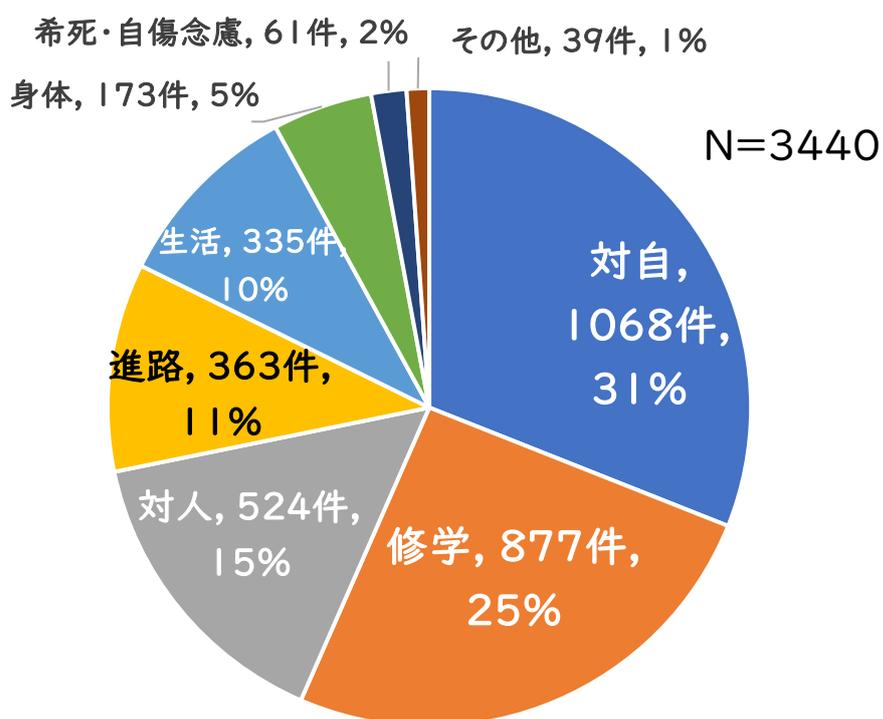
④ 学年別来談者数

学年	入学前	低年次 (1-2年)	高年次 (3年以上)	修士	博士 後期	特別聴講生・ 科目等履修生	既卒	合計
人数	2	74	<u>113</u>	45	2	4	1	241

本学では相談内容を6つの大カテゴリーに分類して集計している。そして、それぞれの大カテゴリーには、小分類が設定されており、担当のカウンセラーが学生からの相談内容をもとに当てはまる項目を選択して記録している。表⑤にある通り、2023年度の相談内容で最も多かったのが「対自」であり、次いで「修学面」、「対人」、「進路」であった。

- (a)修学：履修登録、履修不良、修学意欲、授業や課題の悩み、研究の悩み、
進級・配属時のつまづき、合理的配慮など
- (b)進路：進路情報収集、再受験、進路の迷い、就職不安、インターンシップなど
- (c)生活：生活リズム・習慣、課外活動、アルバイト、経済問題、宗教関連など
- (d)対自：自分のあり方・性格、メンタルヘルス、身体の疾患・障害など
- (e)対人：友人関係、恋愛関係、家族関係、教員との関係、研究室での人間関係など
- (f)身体：眠れない、食欲がない、身体の不調など

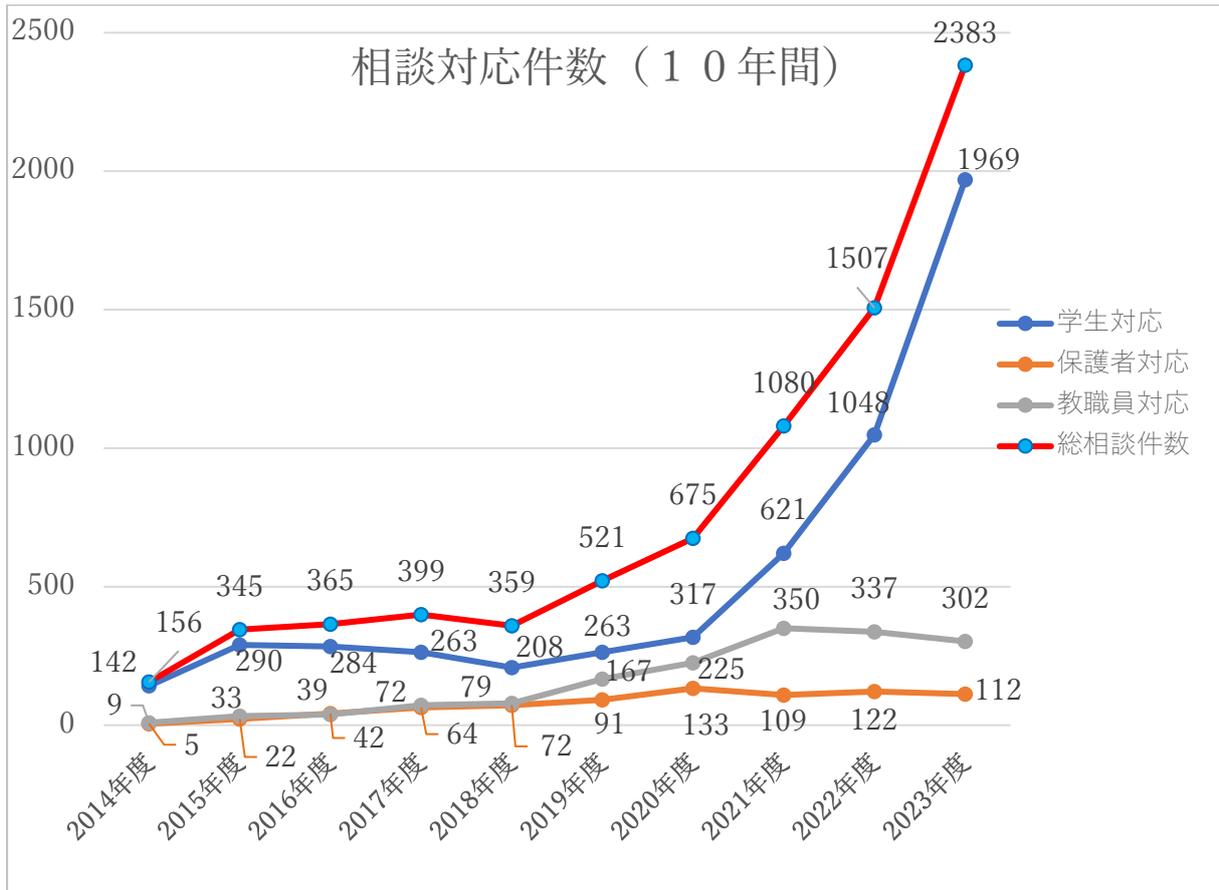
⑤ 相談内容比率（全学部）



※Nは相談件数（1度の面談で該当する相談内容を複数選択して計上している。）

(3) 相談件数の推移

2020年ごろまで、学生相談件数の年間平均は200~300件程度であったが、2021年度は621件、2022年度は1048件、2023年度は1969件と急増している。一方で、学生相談に関わる教職員への対応件数は、2021年度までは増加傾向にあったが、2022年度以降は学生の相談件数に比べて増えていない。その背景に、専任教員ではなく、非常勤カウンセラーが対応するケースが増えたため、教職員との情報共有や連携まで手が回っていないことが考えられる。特に、修学上のサポートを行う上では、学生との面談を重ねるだけでなく、教職員から現状を把握することや、学生への対応に関して教職員にコンサルテーションを行うことが有効であるため、この部分の強化が今後の課題と考えられる。



※2019年度からはメールでの相談も件数に含めている。

(4) 合理的配慮等実施状況

本学では障害者差別解消法に基づき、障害学生が、他の学生と公平に学ぶ権利を保障するために、合理的配慮を実施している。2023年度は、合理的配慮の申請数が前年度よりさらに増加し、40件を超え、現況届の提出数も約1.5倍増加した。ここには、利用人数の増加や、常勤精神科医の退職に伴う精神障害学生の利用数の増加などが関連していると分析される。

◆現況届とは

合理的配慮とは異なり、学生の困り事や状態を教職員に周知する目的で申請する書類である。学生の申出に基づき障害学生支援室で作成し、所属学部等に提出する。

	合理的配慮の実施数	現況届提出数
2015年度	2	1
2016年度	10	3
2017年度	10	7
2018年度	11	7
2019年度	11	19
2020年度	15	11
2021年度	31	14
2022年度	33	22
2023年度	46	30

3. 障害学生支援サポーターの養成

(1) サポーター養成講座の開催状況

障害学生支援室では、障害のある学生をサポートする学生を随時募集しており、養成講座の参加を経た学生をサポートとして登録している。また、本部門の教員が開講している教養科目「障がい学生支援概論」を履修した学生もサポーターとして登録できる。

開催日時	参加者数	登録者数
11月13日（月） 10:50～12:20 開催場所：学術情報センター第1演習室	7	5

(2) 発達障害学生へのピア・サポート支援

本学で支援を要する障害学生の内、最も人数が多いのは発達障害学生である。そうした学生の困りごとは、学習面にとどまらない。例えば、学生ポータル(教育サポートシステム, Moodle)の使い方, メール管理, 履修登録の手続き, 図書館の利用方法, 書類申請など, 他の学生が自然と習得することが定着しづらく, 結果, 修学において支障が生じている。障害学生支援室では, 大学生活でそうした困り事を抱える発達障害学生をボランティア学生が支援するピア・サポート制度を発足させた。2021年の3月から試験的に運用を開始し, 2024年3月時点でも継続して行っている。

(3) 修学支援チューター制度

ここ数年, 特にシステム工学部において, 修学の意思を持ちながらもメンタル等様々な事情により単位取得に至ることができず, 修学の継続に困難を抱える学生が増加している。現状, これらの学生は, 教員や同級生を頼ることへの心理的なハードルが高く, アミーゴの部屋(学生の居場所支援のスペース)での学修は可能であるが, 独力では行き詰まってしまっている。そのため, 大学院生等によるピア・サポートという形で, 学生に修学の意思がある時期に, できるだけ早期に支援して自律と成長を促すことを目的に, システム工学部と障害学生支援室が協働して, 2021年度に新規事業として立ち上げた。2024年3月時点で, 3名の大学院生が週1回の頻度でチューターとして活動している。

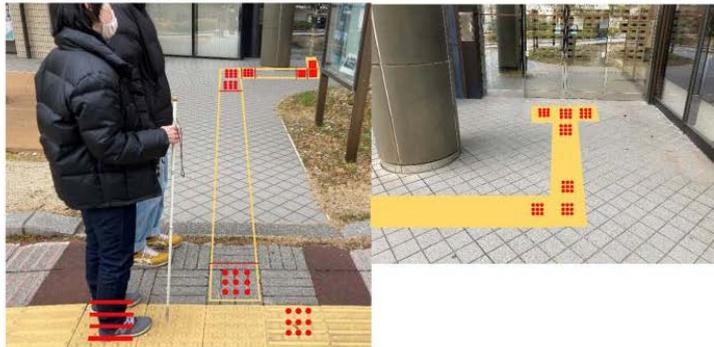
(4) 学内施設のバリアフリー改修状況

2年前に視覚障害(全盲)の当事者を招き実施したバリアフリー調査の結果報告書の要望をもとに、学内施設が改修された。下記に、報告書の一部と現場の写真を掲載する。

調査報告 15 ★★

実施調査年月日	2022年1月12日
施設の箇所	学術情報センター
障害種別	視覚障害(盲)
内容 (問題点等)	警告ブロック(停止用ブロック)はあるが、学術情報センターにつながる誘導ブロックがない。
チェック ポイント (改善点・要望)	写真のように点字ブロックを敷く。 曲がる角には警告ブロックを敷く。
点検した当事者 からのコメント	・停止ブロックがあるので曲がるのかと思ったが左右どちらにもブロックがないので、戸惑った。 ・直線で結ぶのが良いが、仕方なければカクカク曲がって敷く。

【現地写真】



(報告書より抜粋)

改修結果



(5) バリアフリーマップの更新

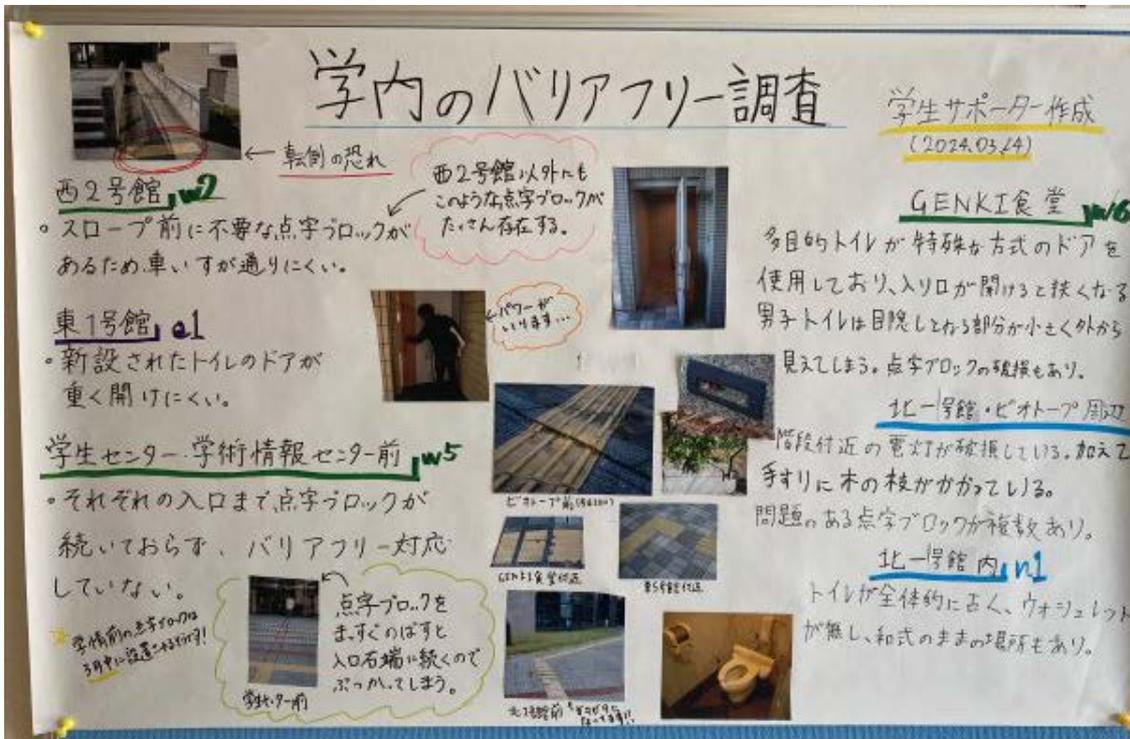
◆期 間：令和6年3月8日～14日

◆作業内容：学内全体の散策，修繕された施設の確認およびマップの更新

◆参加人数：3名

例年通り，障害学生支援室スタッフと障害学生支援サポーターでバリアフリーマップ更新のための調査を実施した。まず，サポーターにチェックシートと現行のマップを配布してから，学内を散策し，変更箇所のチェックや写真撮影を行った。そして，調査後に結果を共有し，現行のバリアフリーマップからの修正点をまとめた。

後日，その内容をもとに，Adobe Illustrator を使用して，バリアフリーマップを更新した。大学会館の改修や設備の追加，図書館前の点字ブロックの増設を反映した。また，マップには反映できない気付きや改善の要望をポスターにまとめ，障害学生支援室の掲示板に掲示した。



4. 啓発活動

(1) 令和5年度「多様なニーズのある学生への対応について」FD/SD研修会

現在、大学では、学生の多様なニーズ（修学、キャリア、心身の不調、障害、SOGI、留学生対応など）に応じた学生対応が求められている。キャンパスライフ・健康支援センターでは、心身の不調や障害、また、それに起因した修学上の問題を抱える学生を学部と協働して支援しているが、学生のニーズの多様化により、限られた部局のみで対応するのが困難な事例も増えており、大学組織全体で学生支援を考える必要性が生じている。そこで本研修では、学長補佐（ダイバーシティ）/DEI推進本部員の岡田 真理子准教授とともに学生支援の充実に向けて、個々の教職員に求められる対応と、組織全体としての体制についての講演を行った。5月31日までの期間でオンデマンド配信も行い、延べ122名の教職員が視聴した。

受講者からは「質疑応答で具体的なお話もあり、より理解が深まりました」、「問題があった場合、一人で対応するのではなく、チームを組んで対応することが重要であることがわかりました。その際に、ある程度決められた枠組みに従って行動することが大切だと思います」などの感想が寄せられた。

日時	研修会演題	講演者	参加者
2024年 3月26日(火) 13:10-14:40	「本学における多様なニーズのある学生への対応について」 ※後日、オンデマンドで全教職員に配信	和歌山大学 経済学部 岡田 真理子 准教授 和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター 森 麻友子 准教授	(当日) 20名 (オンデマンド) 102名

(2) その他

その他、各学部との懇談会や情報共有会、教授会での講話等、教職員への啓発活動を実施した。

日時	活動内容
2023年4月11日	観光学部長教授会「障害学生支援の現状について」
2023年4月30日	システム工学部 学生情報共有会
2023年5月17日	エピペン講習会
2023年5月23日	経済学部 学生情報共有会
2023年7月26日	経済学部懇談会「学生支援状況について」
2023年7月26日	カウンセラー勉強会「予期せぬことを体験した後の心の反応とケア」
2023年12月22日	役員連絡会「学生支援状況について」活動報告
2024年1月30日	学生相談ケーススタディ。総合相談窓口相談員（学務課学部・学環係長、学生支援課職員）で実際の事例から学生支援を検討した。
2024年3月8日	教育学部教授会講話「学生相談／支援の状況について」

5. 学生交流活動

キャンパスライフ・健康支援センターでは、九州大学キャンパスライフ・健康支援センター 面高准教授のスーパーバイズに伴うプロジェクトの一環として、学生の孤立防止のための学生交流イベントを2023年度より開催している。開催したイベントの概要は以下の通りである。

(1) 学生交流ワークショップ「おさんぼの会」

12月に、学生同士の交流の場を提供するためのイベントとして2回連続のイベントを開催した。各イベントの報告は以下の通りである。

■ クリスマス飾りの材料を探す おさんぼの会

日 時：令和5年12月4日(月)、6日(水)、8日(金)

場 所：和歌山大学構内

参加人数：9名



<概要>

参加者で構内を散歩し、クリスマス飾りの素材となる自然物を採取しました。本センターをはじめ利用する学生も多く、植物の名前を一緒に調べたり、写真を撮ったりしながらみんなで交流しました。参加者からは「こんなにゆっくり植物を見て回ることがなかったのでとてもいい時間になった」「また参加したい」「良い運動になった」などの感想が寄せられました。

■ 植物の寄せ植えとクリスマス飾り作り

日 時：令和5年12月15日(金) 12:00~14:30

会 場：キャンパスライフ・健康支援センター カンファレンス室

参加人数：6名

<概要>

おさんぼの会で集めた材料をもとにリースや寄せ植え、ツリーなどを作った。各自、自分に合った作業を選び、作品作りを楽しんだ。最後は、完成作品を全員で鑑賞して、感想を言い合い、作品を通して交流する時間をもった。参加者からは「短い時間だったが作るのはとても楽しかった。参加してみてよかった」「気分転換になった」「みんなの作品をみれて面白かった」などの感想が寄せられました。



(2) 学生交流ワークショップ「自己理解を深めよう」

1月から3月にかけて、学生同士の交流の場を提供するためのイベントとして3回連続企画のワークショップを開催した。各イベントの報告は以下の通りである。

■ 書初めアートで自分を表現しよう

日 時：令和6年1月19日（金）13:00～14:30

場 所：キャンパスライフ・健康支援センター デイケア室

参加人数：5名

<概 要>

全員で自己紹介をした後、使用する道具を各自選んだ。道具は、太さの違う筆や刷毛、スポンジなどを数種類用意し、紙も半紙以外に画用紙やコピー用紙など大きさも含め自由に選べるようにした。道具を選んだ学生から、「今年の言葉」をテーマに自由に書いてもらった。次第に参加者の筆も乗ってきて、学生同士で一つの作品を作ったり、リクエストをもとに作品を作ったりと学生同士の交流も多くみられた。参加学生からは「紙に対して叫びを上げた気分、なかなか楽しかった」などの声があった。



■ 心理テストで自分の心を知ろう

日 時：令和6年2月16日（金）13:00～14:30

会 場：キャンパスライフ・健康支援センター デイケア室

参加人数：8名

<概 要>

自己紹介の後、前半はTEGを実施し、カウンセラーが解説を行った。完成した結果のグラフを見て感想を言いあい、結果への解釈を深めた。後半はシートに書かれた言葉に合うと思う色シールを各自で選んで貼り付ける「こころ色パレット」のワークを行った。完成したシートを全員で回した所、各自の色の選択の違いに驚きの声が上がリ、選択理由を聞き合うなど会話も弾んでいた。参加学生からは「自分の考えや他の人との違いが可視化されて、興味深い結果だった」「心理テスト等も良かったが他の参加者と多めに会話出来たのが特に良かった」などの感想があった。



■ 体を動かして自分の体を知ろう

日 時：令和6年3月29日（金）13：00～14：30

場 所：キャンパスライフ・健康支援センター

参加人数：5名



<概 要>

自己紹介の後、外に移動し、まずは簡単なストレッチを行った。その後、職員がモデルを務め、6つのヨガポーズに取り組んだ。ポーズをこなすごとに、「体が伸びて気持ちいい」「思ったより硬くなっている」などの声が上がっていた。後半は構内の指定の場所を当てる「謎解き」をしながら散策をした。その後、見つけた指定場所で好きなヨガのポーズをとって写真を撮ってもらった。散策後はデイケア室に戻って全員で写真を見ながら活動を振り返った。謎解きの場面では参加者全員が積極的に交流を取る姿が見られ、その後の写真撮影では各々が役割を担い、積極的に活動していた。参加者からは「思ったよりも体がすっきりした感覚を得られて良かった」や「ヨガをやったことで、体が軽くなった気がします」「謎解きも面白かった」などの感想があった。

○各イベントポスター



学生交流 SPECIAL EVENT
キャンパスライフ健康支援センター主催の学生交流イベントのご案内

クリスマス飾りの材料を探す **おさんぽの会**

クリスマス飾りに使用するどんぐりや木の実などを探しに校内をのんびりお散歩しませんか？ゆっくりみんなでしゃべりながら冬の大学内を散策しましょう。

日付	12/4(月)	12/6(水)	12/8(金)	好きな日に参加下さい
時間	12時半～13時(時間になったら出発します) 雨天中止			
集合場所	キャンパスライフ支援室(南1号館4F)入口			
参加方法	申し込み不要 定員なし			



植物の寄せ植えとクリスマス飾り作り

多肉植物やサボテンなどを自分たちで選んで世界で一つの寄せ植え作りをしながら、交流しませんか？鉢植えをクリスマス風にデコるなどのアレンジもできますよ。作品は持ち帰り可能です。

日付	12月15日(金)		
時間	①12:00～13:00	②13:30～14:30	
場所	キャンパスライフ支援室(南1号館4F)		
定員	各回5名程度(*予約優先)		

予約方法：前日までにメールか電話でお申込みください。下記の項目をお伝えください。
 所属学部・研究科 ②学生番号 ③学生氏名 ④連絡先 ⑤参加希望時間
 連絡先：キャンパスライフ支援部門(南1号館4階)
 mail: shien@ml.wakayama-u.ac.jp TEL:073-457-7155



学内交流ワークショップ <3回連続講座>

自己理解をふかめよう

来年度に向けて自分について考える時間を作りませんか？
 学内で交流の場を広げてみたい人やイベント運営に興味のある方にもお勧めです！

1. 1/19(金) **書初めアートで自分を表現しよう**
 ◇ 自分の好きな筆を選んで今年の一字を書いてみよう
2. 2/16(金) **心理テストで自分の心を知ろう**
 ◇ 『エゴグラム』で自分の性格パターンを見てみよう
3. 3/29(金) **体を動かして自分の体を知ろう**
 ◇ 簡単なストレッチやヨガポーズで体をゆるめよう

● 集合場所	キャンパスライフ支援部門(南1号館4F)
● 時 間	全 日 13:00～14:30
● 定 員	各回10名程度(講座1回だけの参加も可能です)
● 申込方法	メール(shien@ml.wakayama-u.ac.jp)

*メールの場合は件名を「WS申込み」にして「1.氏名 2.所属 3.参加希望日」を記入下さい。

キャンパスライフ・健康支援センター

6. 情報発信活動

(1) ホームページ

和歌山大学における障害学生支援の基本方針や規程，取り組み等の情報を発信するためにホームページを作成・公開している。アクセシビリティを考慮し，ホームから3クリック以内での到達，音声読み上げ等に対応している。また，本学の支援体制，合理的配慮の流れ，入学時の手続き，支援機器一覧，アクセス，連絡先等が明記されている。また，2023年の春にクリエイティブプロジェクトの学生たちと共同で，総合相談窓口とキャンパスライフ・健康支援センターのホームページデザインの更新を行った。キャンパスライフ・健康支援センターのロゴマークも作成し，各種ページやパンフレット等で活用している。

○キャンパスライフ支援部門 トップページ



○総合相談窓口 ホームページ

和歌山大学 総合相談窓口

和歌山大学では下記の窓口を設置して、学生の修学その他の日常生活に関する悩み事、教職員の学生対応や就労に関する悩み事などの相談に対応しています。下記の相談窓口一覧表を参考に、各窓口へ直接来訪するか、リンク先の宛先にご連絡ください。

もし、どこに相談したらいいかわからない場合は、サイト末尾にある「総合相談窓口相談受付フォーム」からお問い合わせください。内容に応じて学内の担当部署が対応します。また、何らかの理由で相談受付フォームから申し込むことが難しい方は、南1号館4階にある[キャンパスライフ・健康支援センター](#)にお越しください。

学内の相談窓口

修学	生活支援・課外活動	健康・メンタル・障害
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学籍異動（休学・退学等）について ● 学生センター（教育担当係） ○ 受講登録・履修について ○ 成績・単位について ● 学生センター（所属の学部係） ● 教育学部係 ● 経済学部係 ● システム工学部・社会インフォマティクス学部係 ● 観光学部係 ○ その他 ● オフィスアワー（教員個別相談） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居（学生寮等）について ○ 奨学金・授業料免除について ○ アルバイトについて ○ 事件・事故について ○ 保険の加入・請求等について ○ 落とし物・忘れ物について ○ 課外活動について ● 学生センター（学生支援課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● キャンパスライフ・健康支援センター ○ 疾病・けが等の相談について ● 健康支援部門 ○ メンタルに関する相談について ● キャンパスライフ支援部門 学生相談室 ○ 障害のある学生の特別な配慮や支援に関する相談について ● キャンパスライフ支援部門 障害学生支援室

(2)障害学生支援ガイドブック



本部門では、障害学生支援について解説したマニュアルを「教職員向け障がい学生支援ガイド」として作成し2016年より配布している。（新規採用の非常勤講師にも随時配布）。また、2019年度には、デザイン・内容ともに大幅に見直し、「障害学生支援ガイドブック」として全面改訂した。

(3) 「障害学生支援室」リーフレット



新入生ガイダンスにおいて、新入生に障がい学生支援部門の理念や支援体制について解説したリーフレットを配布している。

(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統一的支援」リーフレット

日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の取り組みの一環として、2018年度に障がい学生支援部門・保健センター・キャリアセンターの3機関で、支援の流れと各機関の概要をまとめた。学生を各機関につなげたいと考えている教職員向けに、利用方法や窓口を明記している。※公開対象は教職員のみ。



「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統一的支援」

キャンパスライフサポートルーム・保健センター・キャリアセンターの3機関で、「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加への統一的支援」への取り組みのひとつとして、支援の流れと各機関の概要をまとめた。この取り組みは、日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の一環として行われたものです。

学生を各機関につなげたいと考えている教職員のみを対象として、利用方法を窓口も明記していますので、ご利用ください。なお、この概要は、影響は限定です。

困り感のある学生・障害のある学生に対する修学支援の流れ



キャンパスライフサポートルーム（障がい学生支援部門）

理念	基本的な権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づき、障害を有する学生を支援し、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う機会を共有し、障がい学生の自立及び社会参加へ向けて総合的な支援を両立。加えて、障害の苦無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人権と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。（和歌山大学における障害のある学生への支援の基本の考えかたより）
組織概要	<p>障害のある学生が、平等に修学の機会を得るために、必要な環境を整備を各部門と連携して行う。また、主に修学に関して困りごとのある学生への対応をする。</p> <p>障害という言葉に指図を覚える学生もいるため、学内では「キャンパスライフサポートルーム」という名称を使用している。</p> <p>【スタッフ】4名 神崎友子（講師・臨床心理士・公認心理師） 西川博紀（兼任職員） 井上和郎（専任職員） 田中春枝（事務補佐員）</p>
業務内容	<p>① 学生への修学に関する支援 ・個別相談、関係部署と連携、教職員相談、保護者相談 ・障害のある学生の合理的配慮の申請（※：試験特設委員、別居受験等） ・支援機器の貸出（ノイズキャンセリングヘッドホンなど） ・障害学生支援に関する啓発活動（大学構成員・学生・地域） ・障害学生を支援する学友サポートの育成 【相談先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやタブレットなどの情報提供が必要 ・レポート等課題を期日に提出できない 単位が取れない ・冬休がわずかしい ゼミに出席できない 卒業研究に取り組みにくい ・やる気がでない 対人関係の困難 など <p>【支援対象】 ① 障害のある学生 ② 授業や大学生活に困難を感じる学生 （年間50名以上の学生が対象）</p>
利用方法	<p>【窓口】（森 真衣子） 1 基本的な予約制 メール shimizu@wakayama-u.ac.jp / 電話 (073-457-7158) で予約 2 〒1号館4階にある相談室で面談を実施 3 必要に応じて各教職員と連携をし、支援を行う</p>

(5) 新入生・留学生ガイダンス

毎年の新入生ガイダンスにて、障がい学生支援部門（キャンパスライフ障害学生支援室）に関する周知や合理的配慮に関する知識を発信している。また、2019年度からは留学生も対象としており、2023年度も実施した。

7. 地域・就労支援機関との連携

キャンパスライフ・健康支援センターでは、障害のある若者や困り感のある若者の地域社会参加へ向け、地域の各機関との連携を進めている。また、支援のより一層の向上を目的に、2018年度より毎年「タウンミーティング」というイベントを開催し、地域の就労支援機関等を招いて情報共有等を行っている。また、キャリア支援室と協力し、地域の行政機関や企業と、障害学生の就職先の開拓や就労に関わる意見交換・打ち合わせ等を数回実施した。

(1) 第6回タウンミーティング

- ◆日 時：令和5年9月15日（金）13：30～16：30
- ◆会 場：和歌山大学 東1号館 1階 E1-102 教室
- ◆参加機関名：和歌山市 福祉局 社会福祉部、ハローワーク和歌山、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 和歌山支部、NPO 法人和歌山保健科学センター、わかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）、一般社団法人フクラボ、若者サポートステーションわかやま、一般社団法人 Gifted Creative、一般社団法人 和乃絆 就労移行支援事業所マイパレット、就労移行支援事業所 キセキの杜 ジョブステーション和歌山、NPO 法人 HappySantaClaus、ディーキャリア和歌山オフィス、就労移行支援事業所ウエルビー、就労移行支援事業所アップル梅田、株式会社リテラル、トランスコスモス株式会社、紀陽ビジネスサービス株式会社、剤盛堂薬品株式会社、和歌山太陽誘電株式会社、株式会社寿精密、三木理研工業株式会社、菱岡工業株式会社、和歌山県立みはま支援学校、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立医科大学。
- ◆参加者数：43名（学外32名 学内11名） 計27機関（その内、企業8社、新規6機関）
- ◆プログラム：司会進行 キャンパスライフ・健康支援センター 西谷 崇
 - 13：30 挨拶 和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター長 小河 健一 教授
 - 13：35 『本学における障害学生の修学支援の状況』
和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター 森 麻友子 准教授
『本学における障害学生の就職支援の状況』
和歌山大学経済学部 キャリア教育オフィス 本庄 麻美子 准教授
 - 13：45 話題提供「発達障害者の職場環境における工夫と課題」
株式会社リテラル 代表取締役 船越 隆之 氏
 - 14：15 質疑応答
 - 14：35 グループディスカッション
 - 16：00 交流会・名刺交換会
 - 16：30 閉会

◆概要

今回のミーティングは、障害者雇用に積極的に取り組む企業からの話題提供および多職種でのグループディスカッションを主軸に実施した。まず、株式会社リテラル代表取締役の船越様より、発達障害者雇用の事例紹介および職場環境の工夫についての話題提供があった。次に、約90分間のグループディスカッションを行い、前半は同業種で、後半は他業種でグループを組み、ファシリテーターの同席のもと、若者の就労に関する課題と解決策をテーマについて、皆で意見を出し合った。その後、全体発表で各グループで出た課題や解決策について情報共有を行った。参加者からは「多職種、支援機関や教育の各立場で集まって1つのテーマについて話し合うこと、大変意義深いと感じた」、「グループをかえて交流できたので多くの人と話せて良かった。企業として、支援を受けることができる機会を生かしていないと実感した」、「障害者雇用について模索中の為、非常に参考になった。各支援センターについても知ることができ、今後、相談させて頂きたい」などの感想が寄せられた。



話題提供（写真）



グループワーク（写真）

8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況

支援体制の充実化のために、JASSO や AHEAD, KSSK 等が開催する研修会を中心に他機関が開催する障害学生支援に関する研修会や講演会にスタッフが定期的に参加している。

○参加状況

- ・障害のある学生の修学支援に関する検討会, 文部科学省, オンライン
- ・令和5年度障害学生支援実務者育成研修会(基礎プログラム), 独立行政法人日本学生支援機構, オンライン
- ・令和5年度第1回地域若者支援連絡会議, 若者サポートステーションWith Youわかやま
- ・障がい学生支援研修会～小・中・高から大学へ, 充実した学生生活を送るために～, 大学コンソーシアム岡山障がい学生支援委員会 岡山大学 教育推進機構, オンライン
- ・2023年度ノート・PC テイカー養成講座, 「聞くことに困り感がある学生への支援アプリや支援機器の活用について」, 公益財団法人 大学コンソーシアム京都
- ・日本心理臨床学会第42回大会, 日本心理臨床学会
- ・AHEAD JAPAN CONFERENCE 2023 (第9回全国大会), 一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会
- ・肢体不自由のある学生の身体介助 ―合理的配慮と地域資源の活用を考える―, 一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会, オンデマンド配信
- ・改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会, 内閣府, オンライン
- ・令和5年度大学における自殺対策推進のための研修, 厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター, オンデマンド
- ・2023年度障害のある大学生の支援を考える多職種ミーティング, 高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP)
- ・『ひと呼吸』プロジェクト・スピンオフ企画 障害のある学生の支援を考える ―専門職の姿を問い、「育てる」ことを探求する―, 高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP)
- ・第54回特別例会, 近畿学生相談研究会(KSCA)
- ・令和5年度第2回地域若者支援連絡会議, 若者サポートステーションWith Youわかやま
- ・PHED 参加校SIG相談会, 東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム(PHED)
- ・筑波大学BHE FD/SD 研修会 「精神障害学生の修学を支えるために大学等の教職員ができること」, 筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局, オンデマンド配信
- ・障がいの理解を深めるシンポジウムⅢ～インクルーシブを目指す障がい学生支援～, 大阪大学 キャンパスライフ健康支援・相談センター
- ・HEAP AT ライブラリー, 高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP)
- ・アドバンスドセミナー「支援する人の『動くトコロ』と『止まるトコロ』―障害のある学生を支援するという専門性を問う―」, 京都大学 学生総合支援機構 障害学生支援部門 (DRC)

9. 他機関で開催された研修会等での講師派遣・メディア出演

- ・公益財団法人和歌山県人権啓発センターだより E.L.F. (Equality Liberty Fraternity) No.87, 森教員のインタビュー記事掲載, (2024年冬)
- ・全国大学生活協同組合連合会, 「令和5年度障害学生支援&学生相談に関する座談会」, 森准教授が講師として参加。ホームページにて記事公開中 (2023年12月)

10. 研究

○論文

森 麻友子 「発達障害学生支援に向けた体制整備と重層的支援の展開」, 学生相談学研究 44(3) 153-162. (2024年3月)

11. 主な年間の活動

	活 動 概 要
4月	新入生向け・留学生向けガイダンス 新入生学生相談
5月	「教育学部基礎セミナー」講話 エピペン講習会
6月	第1回キャンパスライフ・健康支援センター運営会議 「システム工学入門セミナー」講話
7月	オープンキャンパス相談対応 「ジェンダー論」(分担) 発達障害学生当事者グループイベント
8月	大学説明会
9月	メンタルヘルス研修旅行 第6回タウンミーティング開催 留学生ガイダンス
10月	教養科目「障がい学生支援概論」開催
11月	障害学生支援サポーター養成講座
12月	「学生生活の危機管理」講話 学生交流イベント『おさんぽの会』『クリスマス飾り作り』 「キャリア・デザイン入門Ⅱ」講話
1月	学内交流ワークショップ『書初めアートで自分を表現しよう』
2月	学内交流ワークショップ『心理テストで自分の心を知ろう』
3月	バリアフリーマップ更新作業 新入生との入学前相談 「多様なニーズのある学生への対応について」FD/SD研修会 学内交流ワークショップ『体を動かして自分の体を知ろう』

※センター内でのカンファレンス，学生情報共有会，事例検討会や修学支援に関わる各部署との連携および学部の教職員との情報共有会などは年間を通して定期的に行っている。

※研修会の開催時期は毎年，流動的である。

12 支援機器一覧

機器名等	台数	対象となる 主な障害種	用途, 使用方法等	保管場所
活字認識ソフト (e.Typist v.15.0)	1	共通	スキャナなどを利用して活字文書を画像データとして取り込みテキストデータに変換できるソフト。	障害学生支援室
音声認識ソフト	1	共通		障害学生支援室
タブレット PC (iPad Air2)	1	共通	Apple 社のタブレット。支援機器を用いるためのアプリが導入済。	障害学生支援室
IC レコーダー (ICD-UX560F)	2	共通	授業やゼミなどの音声の録音が可能。	障害学生支援室
スマートペン(echo smartpen / Neo smartpen N2)	3	聴覚障害 発達障害	書字や図をデータ化し、スマホやタブレットで管理できるペン。音声も同時記録できる。	障害学生支援室
点字プリンタ (ESA721 Ver'95)	1	視覚障害	高品質な点字を印字できるプリンタ。通常の点字に加え、点図を作成することもできる。	障害学生支援室
立体コピー機 (PIAF)	1	視覚障害	専用の用紙に触図を作成する機械。図形が立体的に盛り上がり、指先で触知できる。	障害学生支援室
拡大鏡	1	視覚障害	レンズを通して、文字や文章を拡大して見ることがができる。	図書館 1 台
携帯型電子ルーペ (minimax)	1	視覚障害	小型の電子ルーペ。白黒の色の反転ができ、見えやすくできる。	障害学生支援室
拡大読書器	2	視覚障害	文章や写真を拡大して画面に表示することができる。	図書館 1 台 障害学生支援室 1 台
点字ディスプレイ (BrailleMemo SMART 40)	1	視覚障害	点字や墨字のデータを読みとれる機械。パソコンに接続すれば、スクリーンリーダーと協力してパソコンの操作をサポートできる。	障害学生支援室
デジタル録音図書 再生機(プレクストークポケット PTPI ver.5)	1	視覚障害	読みたい箇所を検索し、専用形式の録音図書を再生できる。テキストファイルの読み上げや、音声ファイルの再生も可能。	障害学生支援室
音声読上ソフト (PCTalker7Ⅲ)	2	視覚障害	Windows の操作を音声で案内するソフト。	教育学部 1 台 障害学生支援室 1 台
点訳ソフト(EXTRA for Windows Version 6)	1	視覚障害	文書を自動的に点字のデータに変換し、点字としての編集作業を行うことのできるソフト。	障害学生支援室
点字器(S-18 標準型点字器)	1	視覚障害	卓上型で、2 行定規、点筆、専用ケースが付属している。	障害学生支援室
表面作図器	1	視覚障害	ビニール製の作図用紙表面にボールペンで書いた図形や文字が浮き上がるため、描きながら指先でたどれる器具。	障害学生支援室
筆談器(JIKKY SUPER LIGHT)	1	聴覚障害	磁気式メモボード。口頭での会話が難しい際に用いる。	障害学生支援室

PC テイク用ノートパソコン	10	聴覚障害	OS: Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	教育学部 1 台 障害学生支援室 9 台
ロジャータッチスクリーンマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。卓上に置くと人の声を優先的に集音。ストラップを用い首からかけて、集音することもできる。	障害学生支援室
ロジャーパスアラウンドマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。タッチスクリーンマイクの子機として、受信機に音声を届ける。	障害学生支援室
ロジャーペン	1	聴覚障害	フォナック社のペン型音声送信機。本体の傾きにより、最適な收音スタイルを選べる。	障害学生支援室
ロジャーマイリンク	1	聴覚障害	フォナック社の音声受信機。首にかけて T コイル内蔵補聴器、人工内耳と接続できる。	障害学生支援室
ロジャーフォーカス	2	聴覚障害	音声受信機。話し声を耳に直接届け、雑音、反響による影響を低減させることができる。	障害学生支援室
ノイズキャンセリングステレオヘッドセット(WL-C600N)	1	聴覚障害	雑音を軽減するヘッドセット。外音をコントロールすることで、耳への負担を軽減する。	障害学生支援室
手動車椅子	13	肢体不自由		障害学生支援室 2 台 健康支援部門 3 台 図書館 2 台 教育学部 1 台 経済学部 3 台 システム工学部 1 台 観光学部 1 台
車椅子用机, テーブル	15	肢体不自由		図書館 1 台 経済学部 9 台 学務課 5 台
階段昇降機	1	肢体不自由	階段を昇り降りするためのリフト。足が不自由でも椅子に腰を掛けたまま階段の昇降ができる。	施設整備課 1 台
簡易スロープ	1	肢体不自由	小さな段差に使用できる掛け外し可能なスロープ。	障害学生支援室
電動カート	1	肢体不自由		学生センター 1 台
ベルカ ワンタッチ式救護担架 SB-180	2	肢体不自由 病弱・虚弱	災害等でエレベータが使用不可な際に階段を使用して避難できる。	障害学生支援室

参 考 资 料

和歌山大学 Well-being 機構キャンパスライフ・健康支援センター規則

制定 平成16年4月1日
法人和歌山大学規程第69号
最終改正 令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学 Well-being 機構キャンパスライフ・健康支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学生及び教職員の健康の保持増進及び相談支援、障害のある学生（以下「障害学生」という。）の修学支援に関する専門的業務を一体的かつ総合的に行うことで、和歌山大学（以下「本学」という。）における適切な修学・就労環境を確保することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、健康支援部門及びキャンパスライフ支援部門を置く。

2 健康支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う

- (1) 健康支援に関する企画立案及び実施
- (2) 定期及び臨時的健康診断とその事後措置
- (3) 健康相談及び指導
- (4) 精神衛生相談及び助言
- (5) 環境衛生及び伝染病の予防に関する指導
- (6) 救急措置
- (7) 健康支援に関する調査研究
- (8) その他健康支援に関する業務

3 キャンパスライフ支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談及び障害学生支援に関する企画立案及び実施
- (2) 学生の修学、適応、進路上の相談対応
- (3) 障害学生支援に係るコーディネート
- (4) 学生の修学上の問題に関わる教職員からの相談対応
- (5) 障害学生の支援者養成及び派遣
- (6) 学生相談及び障害学生支援に関わる学内外の組織との連携及び協力
- (7) 学生相談及び障害学生支援に関する調査研究
- (8) その他学生相談及び障害学生支援に関する業務

4 健康支援部門及びキャンパスライフ支援部門に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) センター員
- (5) 看護師又は保健師
- (6) その他の職員

2 センターは、カウンセラーを委嘱し、配置することができる。

(センター長等)

第5条 センター長及び副センター長は、本学のセンター専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長及び副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長又は副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第6条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

2 センターの専任教員は、医師及び臨床心理士をもって充てる。

(センター員)

第7条 センター員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部選出教員 各学部 1名
- (2) 学環選出教職員 1名
- (3) 教養教育部門選出教職員 1名
- (4) 学生支援課長
- (5) 学務課長
- (6) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校医)

第8条 センターに、学校医を置く。

2 学校医は、保健管理に関する専門的業務を行う。

3 学校医は、医師をもって充てる。

(運営委員会)

第9条 センターに関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が学長の承認を得て別に定める。

附則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後における所長は、任期途中の者にあつては施行日前日の者とし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附則(平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1122号)

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附則(平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1310号)

1 この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則施行後に最初に任命される副所長の

任期は、平成25年3月31日までとする。
附 則（平成26年3月28日一部改正：法人
和歌山大学規程第1511号）
この改正規則は、平成26年4月1日から施行
する。
附 則（平成26年9月10日一部改正：法人
和歌山大学規程第1556号）
この改正規則は、平成26年9月10日から施行
し、平成26年4月1日から適用する。
附 則（平成29年3月24日一部改正：法人
和歌山大学規程第1963号）
この改正規則は、平成29年4月1日から施行す
る。
附 則（平成30年12月21日一部改正：法
人和歌山大学規程第2094号）
この改正規則は、平成31年1月1日から施行す
る。
附 則（令和4年6月29日一部改正：法人
和歌山大学規程第2465号）
この改正規則は、令和4年6月29日から施行し、
令和4年4月1日から適用する。
附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和
歌山大学規程第2582号）
この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和
歌山大学規程第2656号）
この改正規則は、令和5年7月1日から施行する。
附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和
歌山大学規程第2745号）
この改正規則は、令和6年4月1日から施行し、
令和5年7月1日から適用する。

和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針

平成26年4月1日 学長裁定
令和元年5月13日 最終改正

I. 基本理念

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、障害を有する学生（以下「障がい学生」という。）を受入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を共有し、障がい学生の自立及び社会参加へ向けて総合的な支援を図る。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。

II. 定義

障がい学生とは、本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（それらに準ずる障害があることを示す診断書を有する者、及び慢性的な疾病や一時的な怪我などの者を含む。）により、本学において教育を受け学生生活を過ごすにあたり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者であって、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものとする。

III. 合理的配慮の提供

本学は、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持しつつ、障がい学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、障がい学生個々の状態・特性等に応じ多様かつ個別性が高い、合理的な配慮の提供を行う。

IV. 情報公開及び支援組織

本学は、障害のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努めつつ、その支援にあたる専門的な部署を設置し、相談窓口の統一や専門的な能力を有する職員を配置するなど、その対応に当たる。

V. 受入れ態勢及び支援方針

本学は、障害のある大学進学希望者や障がい学生に対して、大学全体としての受入れ態勢や支援体制の方針を示す。

1. 大学全体の特性を活かし、専門性のある支援体制を確立する。
2. 障害を理由とした受験断念をなくすとともに受入拒否をすることはしない。
3. 修学権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図る。
4. 障害の有無に関わらず、意欲と能力のある学生が学びやすい環境づくりに努める。

5. 学生活動の範囲は、授業、課外活動、大学行事への参加等、教育に関する全ての事項とする。ただし、教育とは直接関与しない学生の活動や生活面への配慮については、一般的な合理的配慮の対象外とする。

6. 情報の保障、コミュニケーションの配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を整理し、伝える。

7. 安全、かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

VI. その他

本学は、近隣地域の大学と連携し、優れた取組みを進んで取入れ、拠点校及び大学間のネットワーク形成に努力するとともに、学内外の関係機関と積極的に連携した支援に努める。

附則 この方針は、平成26年4月1日から施行する。

この改正方針は、令和元年5月13日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する 和歌山大学教職員対応要領

制 定 平成28年 1月29日
法人和歌山大学規程 第1730号
最終改正 令和 6年 3月26日

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)に即して、国立大学法人和歌山大学の教職員(非常勤職員含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を含む。)(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。また、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、そ

の他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際には、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進(以下、「障害者差別解消の推進」という。)に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等(施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等)に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 総括監督責任者 学生支援担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもつ

て充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする

- (4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- (4) 合理的配慮の提供にあたっては、監督する教職員に対して、合理的配慮を受ける障害者のプライバシーが守られるよう指導すること

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。また、障害のある性的マイノリティについても同様に留意する。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことも有効である。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）

のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者とその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。
(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。

- (1) キャンパスライフ・健康支援センター
- (2) 所属学部、学環
- (3) 附属学校
- (4) 教養教育部門
- (5) 日本学教育研究センター
- (6) 入試課
- (7) 総合相談窓口
- (8) その他学長が指名する教職員
(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

- (1) 人権委員会
- (2) 学長が設置する第三者委員会

2 前項第一号の委員会については、別に定める。

3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。
(情報公開)

第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。
(教職員への研修・啓発)

第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則第43条第1号及び国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則第37条第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1941号）

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2057号）

この改正要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2288号）

この改正要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2448号）

この改正要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2579号）

この改正要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2711号）

この改正要領は、令和6年4月1日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項

対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

（以下、例示）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を

第2 合理的配慮に関する例（第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）
（以下、例示）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例）
（以下、例示）

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスで

- きるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等の受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
 - 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
 - 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
 - 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること
 - 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること
 - 授業中のディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
 - 入学試験や定期試験において注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対して、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤ-

マフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること

- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICTを活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること
- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること
- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

(以下、例示)

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由

- に、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）
- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）
 - 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

（合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）
（以下、例示）

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること（合理的配慮）
- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）

別表 I

監督責任者、監督者一覧
(教員)

部局等	監督責任者	監督者
教育学部	教育学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
附属小学校	附属小学校校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校校長	附属中学校副校長
附属特別支援学校	附属特別支援学校校長	附属特別支援学校副校長
経済学部	経済学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
システム工学部	システム工学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
観光学部	観光学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
社会インフォマティクス学環	社会インフォマティクス学環長	学環選出キャンパスライフ・健康支援センター員
戦略情報室	戦略情報室長	戦略情報室長
紀伊半島価値共創基幹	紀伊半島価値共創基幹長	紀伊半島価値共創副基幹長
地域協働ネットワークセンター	地域協働ネットワークセンター長	地域協働ネットワークセンター長
食農総合研究教育センター	食農総合研究教育センター長	食農総合研究教育副センター長
災害科学・レジリエンス共創センター	災害科学・レジリエンス共創センター長	災害科学・レジリエンス共創副センター長
紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所長	紀州経済史文化史研究所副所長
学術情報センター	学術情報センター長	学術情報副センター長
学術情報センター図書館	学術情報センター図書館長	学術情報センター図書館長
キャンパスライフ・健康支援センター	キャンパスライフ・健康支援センター長	キャンパスライフ・健康支援副センター長
教養教育部門	教養教育部門長	教養教育副部門長
キャリア教育・支援部門	キャリア教育・支援部門長	キャリア教育・支援副部門長
データ・インテリジェンス教育研究部門	データ・インテリジェンス教育研究部門長	データ・インテリジェンス教育研究副部門長
イノベーションイニシアティブ基幹	イノベーションイニシアティブ基幹長	イノベーションイニシアティブ副基幹長
産学連携イノベーションセンター	産学連携イノベーションセンター長	産学連携イノベーション副センター長
アントレプレナーシップデザインセンター	アントレプレナーシップデザインセンター長	アントレプレナーシップデザインセンター長
国際イニシアティブ基幹	国際イニシアティブ基幹長	国際イニシアティブ副基幹長
グローバル化推進センター	グローバル化推進センター長	グローバル化推進副センター長
国際観光学研究センター	国際観光学研究センター長	国際観光学研究副センター長
日本学教育研究センター	日本学教育研究センター長	日本学教育研究副センター長

(職員)

部局等	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
企画課	事務局長	企画課長
総務課		総務課長
人事労務課		人事労務課長
財務課		財務課長
施設整備課		施設整備課長
研究・社会連携課		研究・社会連携課長（社会連携室にあっては室長）
学務課		学務課長
入試課		入試課長
学生支援課		学生支援課長
国際交流課		国際交流課長
学術情報課		学術情報課長
附属小学校・中学校		附属小学校副校長
附属特別支援学校		附属特別支援学校副校長
キャンパスライフ・健康支援センター		キャンパスライフ・健康支援センター長

授業等における配慮申請書

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学

キャンパスライフ・健康支援センター長 様

- 申請書は学生が作成し、障害学生支援室が受け取った上で所属学部へ提出します。
- 申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません。

学生番号

学部・研究科

氏名

連絡先

下記の合理的配慮を希望いたします。

1. 配慮が必要な理由

症状・修学上困難になること

ノートの書取りと聴き取りを同時に行うことが難しいため、課題や試験に関する重要な情報を聞き逃すことが多い。

2. 配慮が必要な事項（該当する□に✓を記入してください。）

- (1) 授業
- (2) 試験
- (3) 実習
- (4) 学内生活

配慮例

- ・重要事項の伝達（課題・手続き等）
- ・学内の移動・設備利用
- ・発表・質疑応答
- ・日常生活動作（トイレ・食事等）
- ・座席配慮
- ・スケジュール管理・履修相談
- ・学外実習（教育実習等）
- ・教材（拡大・音訳・点訳・字幕等）
- ・情報保障
- ・支援機器（福祉用具等）の利用
- ・就職・就労

配慮内容

課題や試験の情報について、Live Campus あるいは Moodle（個人へのメールでも可）での通知をお願いします。

- ・課題の場合：内容、形式、締切り、提出方法等
- ・定期試験以外の試験の場合：内容、日時、場所、持ち物等
- ・定期試験の場合：試験形態等、内容、日時、場所

3. 履修科目

全履修科目に申請する

特定の履修科目に申請する →下記の表に記入をお願いします。

科目	教員名	曜日・限	特記
〇〇〇論	〇〇先生	月曜 1 限	
〇〇〇概説	〇〇先生	月曜 2 限	
外国語コミュニケーション	〇〇先生	火曜 1 限	
〇〇〇理論	〇〇先生	火曜 3 限	
〇〇〇思想	〇〇先生	水曜 2 限	
〇〇〇Ⅱ	〇〇先生	木曜 1 限	
〇〇〇学	〇〇先生	金曜 3 限	
〇〇体験演習	〇〇先生	曜 限	集中講義
〇〇演習	〇〇先生	曜 限	ゼミ
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入していただいた内容はコーディネーター以外の目的で利用しません。

2023 年度
和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター
活動報告書

発行日 令和 6 年 9 月 19 日
編集・発行 和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター
連絡先 〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷 930 南 1 号館 4 階
健康支援部門 Tel: 073-457-7965
キャンパスライフ支援部門 Tel: 073-457-7155
ホームページ <https://www.wakayama-u.ac.jp/hc/>